



病院内禁煙のお知らせ

健康増進法により「受動喫煙」を防止することが病院の義務となっております。
みなさんご自身はじめ、周囲の方々の健康のためにも、どうぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
喫煙される方は、**2階リハビリ室西側出口**の「喫煙所」をご利用下さい。

大浜第二病院

